

女木島野営場の指定管理者

女木島野営場について、女木島野営場評価委員会の評価結果を踏まえ、総合的に判断した上で、候補者を選定し、平成30年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 申請団体数

1 団体

2 申請期間

平成30年9月21日から平成30年9月28日まで

3 指定管理者

特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会（高松市女木町15番地22）

4 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

5 評価委員会における評価結果

申請者から提出された書類の確認やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により評価した。

(1) 評価基準

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、利用促進、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み ④その他新規、魅力的な提案の有無	40
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 申請者からの提案額アと最低提案額イにより評価する。 <計算式> 【申請者の点数】 = 30 × イ / ア ②実現の可能性	30
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力（管理運営組織） ③物的能力（経営基盤） ④申請者の安定性・信頼性 ⑤申請者の取組み姿勢 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	30

(2) 評価委員会の開催経緯

・第1回評価委員会（H30.10.9～11） 持ち回りにて開催し、各委員に合格の了承を得た。

- 女木島野営場の概要説明、申請内容等の確認、書類審査、二次評価の説明
- 第2回評価委員会（H30.10.16）
プレゼンテーション、事業計画書の評価、指定管理者候補者の選定

(3) 評価結果

	特定非営利活動法人瀬戸内・女木アイランド振興会
平均得点	76.6

- 評価基準(1)について、平等な利用が確保できるものと評価された。
- 評価基準(2)について、申請者は女木島にある高松市の施設（鬼ヶ島おにの館）の指定管理者でもあるため、当該施設と連携することにより、引き続き利用者に対するサービスの向上と施設の利用促進が見込めることが評価された。
- 評価基準(3)について、提案額は前指定管理期間から引き続いて同額であり、現指定管理者としての管理運営実績もあることなどが評価された。
- 評価基準(4)について、現指定管理者及び高松市鬼ヶ島おにの館の指定管理者としての実績があるとともに、地元に着した組織としての地域との連携があることが評価された。

(4) 評価委員会委員

	役職名	氏名
委員長	香川県交流推進部長	新池 伸司
委員	香川県交流推進部交流推進課長	多田 仁
委員	高松市創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部 観光交流課 観光エリア振興室長	吉峰 秀樹
委員	公認会計士	橋川 浩之
委員	社会保険労務士	海田 秀明

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現行
開館時間	現行どおり	午前9時から午後5時まで ただし、野営地を宿泊して利用する場合は、午後0時から翌日（連泊して利用する場合にあっては、その最終日）の午前11時まで
休館日	現行どおり	年中無休
使用料	現行どおり	無料
県からの年間委託料	(指定予定期間中の平均) 850,000円(税別) ※現行どおり	(指定期間(H26年4月～ H31年3月)中の平均) 850,000円(税別)

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) その他利用者サービス向上策

- 休場日は、引き続き原則として設けない。
- 高松市鬼ヶ島おにの館と連携し、ホームページ等を活用した広報活動を行う。
- アンケート箱の設置や聞き取りにより、管理運営に利用者の声を反映させる。
- 野営場内での桜やコスモスの植栽等により、景観の向上に努める。

(3) 経費節減策

- 引き続き経費の節減に努めることにより、年間委託料は前指定管理期間と同額としている。